

しあわせの森公園フットライト等整備工事
プロポーザル仕様書

令和5年6月

葛城市 都市計画課

しあわせの森公園フットライト等整備工事プロポーザル仕様書

1. 事業名称

しあわせの森公園フットライト等整備工事

2. 事業場所

葛城市太田・寺口地内 しあわせの森公園地内及周辺

3. 事業目的

しあわせの森公園は令和4年度に芝桜等による植栽整備事業が完了しました。施設概要として北側法面の芝桜、多目的に使用出来る芝生広場を2面、奈良盆地を一望出来る展望広場を備えた葛城市の新たな観光資源として期待されている都市公園です。

一方、隣接する道の駅かつらぎについても2016年のオープンから順調に来客数が増加し、年間来客数は100万人を超えるまでに推移しています。

今後しあわせの森公園と道の駅かつらぎの連携施策の一つとしてナイトタイム観光の推進を検討しています。そこで、夜間観光スポットのランドマークとしてSNS映えするフットライトを展望広場及び階段部を中心に設置する事で集客力を高めるとともに誘客の滞在時間の延長を目指します。また道の駅かつらぎからしあわせの森公園までの誘導看板の設置もあわせて検討し、夜間における道の駅かつらぎの消費額増加につなげる事を目的とした公募型プロポーザルを実施します。

4. 事業工期

契約日から令和6年1月31日(水)まで

5. 整備期間

- 1) 作業日及び作業手順については本市と協議し、了承の上実施すること。
- 2) 工事にあたっては適切に養生を行うこと。

6. 業務概要

(1) プラン検討

- ① 整備プランの作成（フットライト等のデザイン、案内看板の設置計画）
- ② その他本工事を実施する上で必要な関連業務

(2) 整備工事

- ① フットライト等の整備工事の施工
- ② 工事に必要な許認可等の手続き（関係機関との協議及び申請の手続き）
- ③ その他本業務を実施する上で必要な関連業務

7. フットライト等の提案の概要

- 1) フットライト等は夜間利用者の増加とその安全確保を目的とすること。
- 2) 園内における景観及び遠方より見たときの見え方に配慮した計画とすること。
- 3) 必要以上の明るさにならないよう効率的な照明計画をすること。
- 4) 照明器具の選定には省エネに配慮すること。
- 5) 年間点灯時間が合理的な照明時間とるように計画すること。
- 6) 劣化の低減に配慮した耐久性のある材料の使用、日常点検や修繕の容易性、維持管理コストの低減の工夫といった、構造物の維持管理の方策について提案すること。
- 7) 関連する法令基準を満たす計画・製品とすること。
- 8) 受注者は工事終了後速やかに竣工書類を提出することとし、次のものを添付または記載すること。
 - ①電気設備設計図書（幹線図、分電盤図、照明配灯図、制御盤図、照明取り付け金物図等）
 - ②電圧降下計算書その他計算書
 - ③竣工図、写真等
 - ④工事積算数量算出書、数量調書
 - ⑤見積書等関係資料（3社以上・比較表共）
 - ⑥工事費計算書
 - ⑦その他、市が必要と認める書類

8. 各種申請等業務

工事に伴う各種申請の手続きについて、事業スケジュールに支障がないよう適切な時期に実施すること。

9. 工期

本事業の工期は実施要領記載のとおり。なお、施工者が、不可抗力又は施工者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を請求した場合は、延長期間を含め本市と施工者が協議して決定するものとする。

①基本的な考え方

- 1) 建設工事請負契約書に定められた各業務は、本市が実施することとしている業務を除き、施工者の責任において実施すること。
- 2) 建設業務に当たって必要な関係諸官庁との協議において施工者に起因する遅延については、施工者の責めとする。

②業務遂行上の留意点

- 1) 関連法令を遵守し、関連要綱、各種基準等を参照して適切な整備工事計画を策定すること。
- 2) 騒音、悪臭、公害、粉塵発生、交通渋滞その他建設工事による近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を実施すること。

- 3) 整備工事に伴う影響(特に車両の交通障害・騒音・振動)を最小限に抑えるための工夫を行うこと。

10. 権利関係

- ①製作者は他者の所有権や著作権を侵害しないこと。
- ②製作者は工事により設置した構造物にかかる一切の著作権(著作権法第27条、28条に規定する権利を含む)を葛城市へ譲渡するとともに、葛城市及び第三者に対し、著作者人格権を行使しないこと。
- ③本業務の中で使用する技術等において、既に第三者が著作権、所有権等を有する場合、必要な全ての権利処理は受注者において行うこととし、その経費は契約金額に含むものとする。
- ④第三者からの異議申し立て、紛争の提起については全て受注者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ⑤著作権の取扱いについて、本仕様書に記載のない事項については、受注者と発注者で協議のうえ、処理するものとする。

11. 施設の整備工事

①整備工事着工前

1) 各種申請業務

整備工事に伴う各種申請の手続きを事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要な場合には、各種許認可等の書類の写しを本市に提出すること。

2) 施工計画書等の提出

施工者は整備工事着工前に詳細工程表を含む施工計画書等を作成し本市に提出し、承諾を得ること。

②整備工事期間中

1) 整備工事

各種関連法令及び整備工事の安全等に関する指針等を遵守し、整備プラン及び施工計画に従って整備工事及び工事管理を実施すること。施工者は工事現場に工事記録を常に整備すること。

整備工事の実施においては、本市に対し、以下の事項に留意すること。

(ア) 施工者は、工事管理者を通じて工事進捗状況を本市に定期的に報告するほか、本市から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。

(イ) 施工者は、本市と協議の上、必要に応じて、各種検査・試験及び中間検査を行うこと。なお、検査・試験項目及び日程については、事前に本市に連絡すること。

(ウ) 本市は、施工者が行う工程会議に立会うことができるとともに、必要に応じて随時、工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。

(エ) 工事中における当該関係者への安全対策については万全を期すこと。

2) その他

原則として工事中に第三者に及ぼした損害については、施工者が責任を負うものとするが、本市が責任を負うべき合理的な理由がある場合にはこの限りではない。